小学校 入学 妊娠期 産前6週間 産後8週間 1歳 3歳

- ・時間外労働(※)や深夜業ができない場合、それらの制限の申出・請求をする ことができます。
- ・妊婦健診を受けるための時間を確保したり、医師等の指導をもとに、ラッシュを 避けるために通勤の時間をずらしてもらうこと等母性健康管理のために必要な 措置を申出・請求することができます。

育児時間(1日2回、少なくとも各30分)



パート・アルバイト等を含め、すべての女性

が産前・産後休業を取得できます。

遅くとも、育児休業開始予定日 の1か月前までに会社へ育児休 業申出書などを提出します。

ことで利用できます!

育児休業

育児休業給付の給付割合は、休業開始後6ヶ月 は、**67% (それ以降は50%)です!**

- 女性は産後休業終了後から、男性は出産予定日 から取得できます。
- ・パート・アルバイト等であっても、一定の要件 を満たせば取得できます。

産休、育休期間中は社会保険料負担が免除されます!

保育所等に入れないなど の事情があれば、1歳6か 月まで育児休業を取得す ることができます。★

> 両親共に育児休業 を取得する場合 は、休業対象とな る子の年齢が原則 1歳までから原則 1歳2か月までに 延長されます。 (パパ・ママ育休プラス

短時間勤務制度(所定労働時間を1日原則6時間にする制度)

残業(所定外労働※)の制限

子の看護休暇(子が1人なら年5日、2人以上なら年10日) 事業主に申出・請求する

> 時間外労働の制限(1か月24時間、1年150時間まで)、 深夜業(午後10時~午前5時)の制限

不利益取扱いの禁止※妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等を理由として、不利益な取扱いをすることは禁止されています。 ハラスメントの防止※職場における妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが事業主に義務づけられています。

※時間外労働:労働基準法で定められている1日8時間または1週間40時間を超える労働。 残業(所定外労働):会社で決められている始業から終業までの時間を超える労働。

- ★平成29年10月1日から、子が1歳6か月に達した時点で、保育所等に入れないなどの事情があれば、最長で2歳まで育児休業を取得することができます。
- ◎このパンフレットの内容や母性健康管理、育児休業制度などについてもう少し詳しく知りたい方は、
 - ○働く女性の母性健康管理措置、母性保護規定について(厚生労働省ホームページ)

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku05/01.html)

○妊娠・出産に関する法制度等についての情報提供サイト 「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」 (http://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/)



- ◎妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてもう少し詳しく知りたい方は、
- ○「妊娠したから解雇」は違法です(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088308.html)
- ◎母性健康管理 (妊娠・出産) や育児休業の取得に関して職場でのトラブルにお困りの方は、
 - ○雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために(厚生労働省ホームページ)

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html)

○男女雇用機会均等法 育児・介護休業法 パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度のご案内 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/woman/index.html)

また、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)(裏表紙参照)へご相談ください。

- ◎地域の保育情報や育児休業復帰後に利用できる制度などについて知りたい方は、
 - ○「仕事と育児 カムバック支援サイト」(http://comeback-shien.mhlw.go.jp/)